

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年10月16日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年11月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年10月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西原新池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中原池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中尾地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中筋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 政所池地区	〃